

苫小牧市個人情報保護条例

平成7年3月16日

条例第2号

目次

第1章 総則(第1条 第5条)

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保(第6条 第12条)

第3章 個人情報の開示請求権等の保障

第1節 開示(第13条 第25条)

第2節 訂正(第26条 第32条)

第3節 利用停止(第33条 第38条)

第4章 不服申立て(第39条 第41条)

第5章 受託者及び指定管理者並びに出資法人等における個人情報の保護措置(第42条 第44条)

第6章 雑則(第45条 第50条)

第7章 罰則(第51条 第55条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障すること等により、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の推進を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長並びに議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (3) 法令等 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)及び条例をいう。
- (4) 公文書 苫小牧市情報公開条例(平成10年条例第14号)第2条第2項に規定する公文書をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たって個人情報に係る権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講じるとともに、個人に関する情報の保護について市民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人に関する情報の保護の重要性を認識し、個人に関する情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するため必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人に関する情報の保護の重要性を認識し、個人に関する情報の取扱いに当たっては、相互にその権利利益を尊重するよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(取扱いの範囲)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱うときは、その取り扱う目的を明らかにし、その目

的の達成のため必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、適正な行政執行のため必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(個人情報取扱事務の届出及び閲覧)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報の対象者の範囲

(4) 個人情報の種類

(5) 個人情報の収集方法

(6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止し、又は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出は、やむを得ない理由があるときは、個人情報取扱事務を開始し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更した日以後においてすることができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を一般の閲覧に供しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第1項及び第2項の規定による届出並びに前項の規定による閲覧に関し必要な事項は、規則で定める。

(収集の規制)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その目的を明らかにし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)から収集する場合又は次条第1項ただし書の規定による提供を受けて収集する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いて、適正な行政執行のため必要があると実施機関が認めるとき。

(目的外利用等の規制)

第9条 実施機関は、当該実施機関内部若しくは実施機関相互における個人情報取扱事務の目的を超えた個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外の者に対する当該目的を超えた個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 事務の遂行に必要な限度で目的外利用する場合又は国等に外部提供する場合におい

て、利用することに相当な理由があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いて、適正な行政執行のため又は公益上必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害しないようにしなければならない。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により外部提供をするときは、当該外部提供を受ける者に対し個人情報の保護のために必要な措置を講じさせるようにしなければならない。

(電子情報処理組織の結合による提供の規制)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられる場合を除き、通信回線を用いて電子情報処理組織を結合する方法により実施機関以外の者に個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、前項の方法により個人情報の提供をしようとするときは、法令等に基づく場合を除き、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じることにより個人情報を適正に維持管理しなければならない。

(1) 個人情報を正確かつ最新なものに保つこと。

(2) 個人情報の改ざん、滅失及びき損その他の事故を防止すること。

(3) 個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(職員の守秘義務)

第12条 実施機関の職員は、職務上知り得た秘密(個人情報に係る秘密に限る。)を漏らし

てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報については、秘密に該当しないものであっても、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3章 個人情報の開示請求権等の保障

第1節 開示

(開示請求権)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 個人情報の開示の実施方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号、第3号及び第7号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)並びに独立行政法人等の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分(氏名を開示することにより、当該公務員等の生命、健康又は生活が不当に侵害されるおそれがある場合は、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分)

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)

以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 本市の機関の内部若しくは相互間又は本市の機関と国等の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 本市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令等の規定により、明らかに開示請求者に開示することができないとされている情報

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第21条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から28日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 開示請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第40条及び第41条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第19条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第39条及び第40

条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第23条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第53条において同じ。)に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(法令等による開示の実施との調整)

第24条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第25条 第23条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用の全部又は一部を免除することができる。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第26条 何人も、実施機関が保有する自己に関する個人情報(次に掲げるものに限る。第33

条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた個人情報

(2) 開示決定に係る個人情報であって、第24条第1項の法令等の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正義務)

第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第29条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第30条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第31条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の外部提供を受けている者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知し、当該個人情報について訂正させる等必要な措置を講じなければな

らない。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第33条 何人も、実施機関が保有する自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第6条の規定による取扱いの範囲を超えて、若しくは第8条の規定によらないで収集したものであるとき、又は第9条第1項の規定に違反して目的外利用をしているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項の規定に違反して外部提供をしているとき 当該個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第34条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足る事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、

利用停止請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の利用停止義務)

第35条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第36条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第37条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、[第34条第3項](#)の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第38条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施

機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4章 不服申立て

(審査会への諮問)

第39条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問し、その答申を尊重して当該裁決又は決定をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第41条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第40条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人で

ある場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第41条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 受託者及び指定管理者並びに出資法人等における個人情報の保護措置

(受託者における措置等)

第42条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、当該委託に係る個人情報取扱事務(以下「受託事務」という。)の受託者(以下「受託者」という。)に対し個人情報の保護のために必要な措置を講じさせるようにしなければならない。

2 受託者は、その受託事務に係る個人情報の適正な管理について実施機関と同様の義務を負う。

3 受託者若しくは受託者であった者(以下「受託者等」という。)又は受託者等の役員(法人の取締役、無限責任社員、理事、監査役、監事その他これらに類する者をいう。以下同じ。)、代理人、使用人その他の従業者は、その受託事務に係る業務上知り得た秘密(個人情報に係る秘密に限る。)を漏らしてはならない。受託者等の役員、代理人、使用人その他の従業者にあつては、その職を退いた後も同様とする。

4 受託者等又は受託者等の役員、代理人、使用人その他の従業者は、その受託事務に係る業務上知り得た個人情報については、秘密に該当しないものであつても、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。受託者等の役員、代理人、使用人その他の従業者にあつては、その職を退いた後も同様とする。

(指定管理者における措置等)

第43条 前条の規定は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に本市の公の施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者における個人情報の取扱いについて準用する。この場合において、前条第1項中「当該委託に係る個人情報取扱事務(以下「受託事務」という。)の受託者(以下「受託者」という。)」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「受託者」とあるのは「指定管理者」と、「受託事務」とあるのは「管理する公の施設の管理の業務(以下「管理業務」という。)」と、同条第3項及び第4項中「受託者」とあるのは「指定管理者」と、「受託者等」とあるのは「指定管理者等」と、「受託事務」とあるのは「管理業務」と読み替えるものとする。

(出資法人等の義務)

第44条 市が出資する法人等のうち規則で定めるものは、実施機関に準じ、個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じるよう努めなければならない。

第6章 雑則

(適用除外等)

第45条 第2章から第4章までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として保有している個人情報

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第46条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(苦情の処理)

第47条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(国等への協力要請)

第48条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対し、適正な措置を講じるよう協力を要請するものとする。

(運用状況の公表)

第49条 市長は、毎年、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

第51条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第52条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第53条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者(第51条又は第52条に該当する者を除く。)は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者
- (2) 第42条第3項の規定に違反して受託事務に係る業務上知り得た秘密を漏らした受託者

等又は受託者等の役員若しくは代理人

(3) 第43条の規定により読み替えて準用する第42条第3項の規定に違反して管理業務に係る業務上知り得た秘密を漏らした指定管理者等の役員又は代理人

2 次の各号のいずれかに該当する者(第51条又は第52条に該当する者を除く。)は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第42条第3項の規定に違反して受託事務に係る業務上知り得た秘密を漏らした受託者等の使用人その他の従業者(役員及び代理人を除く。)

(2) 第43条の規定により読み替えて準用する第42条第3項の規定に違反して管理業務に係る業務上知り得た秘密を漏らした指定管理者等の使用人その他の従業者(役員及び代理人を除く。)

3 第1項第1号の規定にかかわらず、地方公務員法第3条第2項に定める職員については、同法その他の法令の定めるところによる。

第55条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(平成7年7月1日)から施行する。ただし、第25条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関において行っている個人情報取扱事務の届出については、第7条第1項中「個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行われている個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については、遅滞なく」と読み替えて同条の規定を適用する。

(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のように改

正する。

(次のよう略)

附 則(平成10年7月7日条例第14号改正抄)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第4号改正)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月29日条例第27号改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の苦小牧市個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により苦小牧市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは苦小牧市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、改正前の条例の規定により審査会がした調査審議の手続は苦小牧市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

3 この条例による改正後の苦小牧市個人情報保護条例第7章の規定は、この条例の施行の日以後に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月25日条例第24号改正抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日条例第2号改正)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第23号改正)

この条例は、公布の日から施行する。